

# 処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者から質問されて困ったこと、医師に疑義照会したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は66頁にあります。なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やFAXによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は採用されないこともありますので、ご了承ください。

**Q** 同一保険医療機関から交付された2枚の処方せんで、1枚は初めての受け付け、もう1枚は分割調剤の2回目である場合、調剤基本料はどのように算定すべきですか。同一保険医療機関ということで40点のみ、それとも、40点と分割調剤時の5点をそれぞれ算定できるのでしょうか。  
(匿名希望)

**A** 初めて受け付ける処方せんについては40点、分割調剤の2回目の処方せん(初回も当該保険薬局で分割調剤した場合)については5点を算定してください。

調剤基本料は、処方せん受付1回につき40点(ただし、1カ月の平均処方せん受付回数が4,000回を超え、かつ、特定の保険医療機関からの集中率が70%を超える保険薬局の場合は24点)を算定しますが、分割調剤を行った場合には、2回目以降の調剤時に5点を算定することになっています(後発医薬品の試用にかかる分割調剤の調剤時は、2回目に限り算定可)。

処方せんの受付回数とは、当該保険薬局において、その処方せんを初めて取り扱った際に発生するものです。したがって、同一の保険薬局で処方せんの分割調剤を行う場合は、初回の調剤時のみ受付回数をカウントすることができますので、調剤基本料として40点を算定します。しかし、分割調剤の2回目以降の調剤時には、受付回数をカウントすることはできないため、調剤基本料として40点を算定することはできませんが、その代わりとして、分割調剤時の調剤基本料として5点を算定することが認められています。

ご質問のケースについては、どちらも同一保険医療機関で交付された処方せんではあるものの、当該薬局で初

めて受け付ける処方せんと当該薬局で分割調剤の2回目の処方せん(初回も当該薬局で分割調剤を実施)では受付回数の取り扱いが異なることから、同時に受け付けたとしても調剤基本料(40点、5点)はそれぞれ算定することが可能です。

なお、その解釈につきましては、分割調剤時の調剤基本料の評価(5点)の見直しを行った当時に整理されており、2004年度調剤報酬改定に伴って日本薬剤師会が取りまとめた疑義解釈(Q&A)でも示しています。

**Q** 一般名処方または後発医薬品へ変更可能な処方せんに基づいて変更調剤した場合、薬剤服用歴管理指導料の要件で「処方内容等」が薬歴に記載されていることが求められているため、薬歴には変更後の薬剤の名称などを記入していますが、薬歴に記載してあれば、調剤録に変更後の薬剤の名称を記入することは省略できるのでしょうか。また、処方せんへの記入についてはどうでしょう。  
(匿名希望)

**A** 実際に調剤した薬剤の名称は、薬歴だけでなく調剤録にも必ず記入してください。ただし、調剤した処方せんにおける記載については、疑義照会の結果によって変更調剤した場合を除き、変更後の薬剤の名称を記入することは求められていません。

薬剤服用歴管理指導料の算定要件の1つとして、患者ごとに作成した薬剤服用歴の記録(薬歴)には「処方内容等の処方についての記録」が記載されることになっていますので、一般名処方による処方せん、または、後発医薬品へ変更可能な処方せんに基づいて変更調剤を行った

場合は、変更調剤の有無にかかわらず、「現に調剤した薬剤の名称」を記入しておく必要があります。

一方、調剤録は、薬局で実施した調剤の結果に関する情報が記録されるものですが、保険調剤における規定がどうかという以前に、薬剤師法施行規則第16条で調剤録に記入することが必要な具体内容が定められており、「薬名」はその1つとなっています。したがって、薬歴に記載されているからといって、調剤録への記入が省略できるということにはなりません。必ず「現に調剤した薬剤の名称」を記入しておかなければなりません。

また、処方せんにおける記載内容については、処方医

へ疑義照会を行った結果、処方せんに記載されている薬剤を別の薬剤に変更して調剤した場合には、その変更内容(すなわち、変更後の薬剤の名称など)を処方せんに記入しておくことが薬剤師法施行規則第15条で定められています。

しかし、一般名処方による処方せんや後発医薬品へ変更可能な処方せんに基づいて変更調剤を行うことは、処方医のあらかじめの指示によるものであり、疑義照会を伴う変更調剤ではありません。したがって、その場合には、調剤した処方せんに変更調剤後の薬剤の名称を記入する必要はありません。

## ● 編集部からのお知らせ ●

2013年1月号より、本連載「処方・調剤・保険請求のQ&A」に加えて、「処方・調剤・保険請求のQ&A ビギナーズ」がスタートします。この連載は、薬局勤務が初めて、あるいは久しぶりに薬局勤務に復帰する方、また、もう一度保険調剤の基本を学びたいという方のために企画しました。どうぞご期待ください。

## 質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？  
皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

### 1. 質問の範囲

#### ①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問

たとえば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている事例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる事例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。

#### ②保険調剤・調剤報酬などに関する質問

たとえば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ 請求もれがあった場合の対応は？ という質問など。

#### ③調剤技術などに関する質問

たとえば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C

錠を粉碎してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係まで、ご連絡ください。

3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。

4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。

5. 質問ならびに回答は無料です。

6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

**送付先** 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局  
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270